



2023年3月13日

各 位

株式会社ミマキエンジニアリング
代表取締役社長 池田和明
(コード番号：6638 東証プライム)
問い合わせ先 常務取締役経営企画本部長 清水浩司
電話番号：0268-80-0058

**2023年3月期第3四半期決算短信の公表及び2023年3月期第3四半期報告書の提出完了
ならびに開示事項の経緯に関するお知らせ**

当社は、2023年2月9日付「2023年3月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2023年2月14日付「2023年3月期四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」ならびに同日付「2023年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2023年第3四半期決算の過程におきまして、当社欧州子会社であるミマキヨーロッパ（オランダ）の販売取引において、EUによるロシア向け制裁措置違反の可能性がある事が判明し、当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議した結果、本件に関連する罰金等に係る引当金の計上及び認識すべき偶発債務の有無は不明であったため、当社は2023年3月期第3四半期決算発表の延期ならびに2023年3月期第3四半期報告書提出期限の2023年3月13日までの延長承認を受けておりました。

本日、当該四半期決算短信を公表及び当該四半期報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、EUによる制裁措置違反の可能性に関して現地法律事務所の協力を得て調査を行っていましたが、今般現地法律事務所からの調査結果報告を受け、当該第3四半期決算数値への影響、当社の現時点における事実認定、原因及び再発防止策等につき、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本日公表した決算短信
(1) 2023年3月期第3四半期決算短信

2. 本日提出した四半期報告書
(1) 2023年3月期第3四半期報告書

3. 経緯及び理由
(1) 2023年3月期第3四半期決算遅延の経緯

当社は、2023年第3四半期決算の過程におきまして、当社欧州子会社であるミマキヨーロッパ（オランダ）の販売取引において、EUによるロシア向け制裁措置違反の可能性がある事が判明し、当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議した結果、本件に関連する罰金等に係る引当金の計上及び認識すべき偶発債務の有無は不明であったため、当社は2023年3月期第3四半期決算発表の延期ならびに2023年3月期第3四半期報告書提出期限の2023年3月13日までの延長承認を受けておりました。

- (2) 調査内容

当該決算発表の延期ならびに当該四半期報告書の延長承認を受け、当社では、EUによる制裁措置違反の可能性に関して、現地法律事務所の協力を得て、下記のとおり調査を実施いたしました。

- ① 調査対象期間：2022年1月1日～2023年2月16日
- ② 調査対象取引：ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウズベキスタンの顧客との全取引
- ③ 調査方法：文書の検証、面談、財務的分析（制裁措置違反金額）、CNコード分類の評価

- A) 当社は、外部の物流コンサルティング会社の支援を得ながら、CN コード（欧州において製品分類を行うコード）別に製品が制裁措置の対象品となっているか否かTARIC データベース（EU 統合関税率と呼ばれるデータベース）を用いて確認を行いました。
- B) 上記確認作業に先立ち、当社ではCN コードの分類の妥当性につき確認を行いました。その結果、一部のスペアパーツのCN コードの分類に誤りがあり、約 500 品目のスペアパーツのCN コードの再分類を実施いたしました。
- C) 当社では、ロシア向け及びベラルーシ向け制裁措置違反に該当するCN コードを特定したうえで、関連するCN コードが付いた製品の2022年2月1日～調査対象期間中における対象取引額を算定いたしました。

(3) 調査結果及び当社による事実認定

当社欧州子会社であるミマキヨーロッパ（オランダ）において法令違反に該当する可能性が高い取引が合計 91 千ユーロあったことは事実であり、会社としてこの事実を深く受けとめおります。

- ① 当社製品販売に影響のある欧州における制裁は、ロシア向けの制裁及びベラルーシ向けの制裁でありました。当社は、何れの制裁においても間接販売は規制対象外だと認識しておりましたが、今回の調査でその認識が誤りであったと確認し、制裁措置対象品の間接販売も制裁違反に該当する可能性が高い取引に含めております。
 - ② また、一部のスペアパーツのCN コードの分類に誤りがあり、当社は約 500 品目のスペアパーツのCN コードの再分類を実施したうえで、制裁措置の対象品になっているか否かの確認を行いました。
 - ③ その結果、当社は、ロシア向けの制裁違反に該当する可能性が高い取引が、18 千ユーロ（全てスペアパーツ）ある事を確認しました。また、ベラルーシ向けの制裁において、制裁条文の誤解釈・誤認識によりベラルーシ向けの制裁違反に該当する可能性が高い取引が、72 千ユーロ（本体：41 千ユーロ、スペアパーツ：30 千ユーロ）ある事を確認しました。インクについては、ロシア向けの制裁及びベラルーシ向けの制裁のいずれにも該当しない事を確認いたしました。ロシア向けの制裁において、プリンタ本体は、法律事務所2社から制裁措置対象品に該当しないとの見解を得ており、当社も制裁措置対象品に該当しないと認識しております。
- (4) 本件に係る 2023 年 3 月期第 3 四半期決算への影響
- 現時点において規制当局による調査の事実はなく、規制当局に違反と認定された事実もありませんが、当社は、想定罰金額（65 千ユーロ）を見積もり、総合的な判断のうえ、制裁措置関連損失引当金繰入額 9,274 千円を特別損失に計上する事といたしました。

(5) 不確実要素について

① 当局による調査

当社は現地法律事務所の協力を得て調査を行った結果、制裁措置違反の可能性が高い取引 91 千ユーロを認識した段階であり、現時点では、EU 当局による調査の事実はありません。従って、当社といたしましては、今後現地法律事務所の助言を得ながら EU 当局への確認を進めてまいります。従って、今後の当局による調査に関しては不確実要素であります。

② プリンタ本体がロシア向け制裁措置違反に該当するか否か

ロシア向け制裁の条文によると“Electronic items for domestic use of a value exceeding 750EUR”の制裁品一覧にプリンタのCN コードが記載されている事を当社は確認いたしました。当社では、“Electronic items for domestic use”は家庭用電化製品と解釈するのが妥当と認識し、当社の産業用プリンタは該当しないと考えております。また、現地法律事務所2社からも制裁措置対象品に該当しないとの見解を得ておりますが、EU 当局の判断によっては、制裁措置対象品に認定される可能性を完全には否定出来ず、不確実要素であります。

③ 罰則規定

当社は現地法律事務所の協力を得て調査を行った結果、制裁措置違反の可能性が高い取引 91 千ユーロを認識した段階であり、現時点では、EU 当局による調査の事実はなく、罰金通知等を受けた事実もありません。当社では、最終的な罰金の金額も、故意・重過

失か否か、過去に同様の法令違反を繰り返し犯していたか、自主申告によるものか否か、再発防止策を立案しているか等の様々なファクターによって判断されるものと認識しており、現時点の調査では、当社においては故意・重過失は無かったと考えておりますが、現時点では罰金に関しても不確定要素であります。

(6) 原因分析及び再発防止策

当社は、当社欧州子会社であるミマキヨーロッパ（オランダ）において法令違反に該当する可能性が高い取引があったことは事実であり、会社としてこの事実を深く受けとめ、下記記載の再発防止策を確実に実施していく所存であります。

なお、2023年2月6日より今回の制裁措置違反の懸念がある取引が発生したロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウズベキスタン向けの全ての出荷を停止しております。

当社による原因分析及び再発防止策は以下のとおりです。

① レギュレーションチェック体制の不備

レギュレーションの誤解釈・誤認識により、今回の制裁違反に該当する可能性が高い取引が発生しました。

ミマキヨーロッパの出荷レギュレーションチェック体制については、営業担当が担当国に関する法令をチェックし、課題があると思われる国、製品のみ外部の物流コンサルティング会社に意見を仰いで出荷可否を決めておりましたが、制裁国に対しての法令の変遷に追従しているかどうかのレビューが行われておりませんでしたので、出荷可否の判断フローの見直しを実施します。

② CNコードの違い

ミマキヨーロッパにて使用していたスペアパーツのCNコードにおいて誤りが発見され、スペアパーツのCNコードの再分類を実施した結果、今回の制裁違反に該当する可能性が高い取引が確認されました。子会社におけるコードの取得ルールが曖昧であったため、業務フローを新設します。

③ 販売店による第三国出荷を止める仕組みがない

ミマキヨーロッパが使用している販売代理店契約書に販売代理店による制裁国等への販売を防ぐ条項がなく、制裁国への間接販売を防げませんでした。現地法律事務所の助言を得ながら早急に、販売代理店契約書の見直しを行います。

④ 管理体制（レポートライン）の不備

監査人、税理士、外部専門家からのレポートを本社に報告必要事項とするほか、本社及びミマキヨーロッパの管理部門の強化を図ります。

⑤ コンプライアンスポリシーの不備

コンプライアンス相談窓口は設置されているものの、ハラスメント等を前提にしたもので、発生後の対応を想定しており、未然に防ぐポリシーが欠落しておりましたので、コンプライアンスポリシーの見直しを行います。

4. 今後の対応について

現時点でEU当局による調査の事実はなく、本日開示いたしました事項以外に開示すべき事象は発生していません。当社といたしましては、現地法律事務所からの助言を得ながら、EU当局への確認を進めてまいります。

以上